認証機関名　御中

提出日　　　　　年　　月　　日

**ニュートラルラベル使用等申請書**

以下の内容につき申請します。

【申請の内容】※以下から選択してボックス欄にチェック

□　カーボン・ニュートラルラベルの使用

|  |  |
| --- | --- |
| 認証取得者名 |  |
| 認証対象の事業所名等　※ |  |
| 認証番号 |  |

※申請書の表紙に記載した事業所名等（事業所、工場・事業場単位の場合のみ）

【対象】※分類　Ａ：印刷物　Ｂ：ホームページ　Ｃ：その他

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付資料番号 | 分類 | 対象（物）名（商品番号等も含む） | 使用目的、場所 | 使用期間予定日 |
| 資料１ |  |  |  |  |
| 資料２ |  |  |  |  |

※必要に応じて欄を適宜追加してください。

※見本として印刷物等のサンプルに資料番号を付して添付してください。

**【参照】認証取得者がニュートラルラベルを表示する際、遵守すべき事項**

**（「カーボン・オフセット第三者認証基準Ver.1.0　3.1.3.3」より抜粋）**

①　プログラム管理者等に求められた場合は、以下に定める対応を行うこと。

a) プログラム管理者等に当該認証に係る報告・証明等を求められたときは、プログラム管理者等の求めに応じること。

b) プログラム管理者等が定期的に行うサンプル調査や現地確認に対応すること。

②　認証取得情報の提供、認証書の公表、及びニュートラルラベルの表示に当たっては、以

　下a)～b)の内容を遵守すること。加えて、認証取得情報の提供及びニュートラルラベルの表示に当たっては、c)の内容を、ニュートラルラベルの表示に当たっては、d)～e)の内容を遵守すること。なお、ISO/IEC GUIDE23 を指針として用いることができる。

1. 認証対象活動の範囲に誤解を与えるような認証取得情報の提供、認証書の公表、及

びニュートラルラベルの表示をしないこと。また、曖昧で内容の特定されない主張又は

漠然と環境に有益とほのめかす主張、例えば、“環境に安全”、“環境に優しい”、“地球

に優しい”、“グリーン”、“自然に優しい”、“持続可能である”などの文言を単独で用

いることにより、消費者に誤解を与える主張をしないこと。

1. 認証取得情報の提供、認証書の公表、及びニュートラルラベルの表示に関するすべ

ての苦情に対して適切に対応し、これらの記録を認証取得後最低 5 年間は保管する

こと。

1. 認証取得情報の提供及びニュートラルラベルの表示を行う場合、別に定める様式に

従い、ニュートラルラベル使用等申請書と共に当該認証取得情報の提供及びニュートラ

ルラベル表示の案を事前に認証機関に提出し、確認を受けること。認証機関に確認を

受けた認証取得情報の提供又はニュートラルラベルの使用案と異なる表示を行う場合

は、再度プログラム管理者に使用案を報告すること。

d)　ニュートラルラベルを表示する際は、表 9 に定められた色、サイズ等を使用す

ること。

e)　ニュートラルラベルと類似したマークを使用しないこと。

③ 販売委託会社等ニュートラルラベル使用の対象を取り扱う事業者が認証基準やプログラム文書等を理解し、不正使用等が防止されるよう配慮すること。

**【参照】認証取得者の認証の効果に対する不正使用等に際する措置**

**（「カーボン・オフセット第三者認証基準Ver.1.3　3.1.3.4」より抜粋）**

認証取得者による誤解を招くような認証取得情報の提供認証書の公表、ニュートラルラベルの表示等の疑義が生じた場合、認証を付与した後に認証取得者のカーボン・ニュートラ　ル認証申請書に虚偽の記載があるとの疑義が生じた場合、又は認証取得者が本基準に反しているとの疑義が生じた場合、認証機関又はプログラム管理者は、ISO/IEC Guide27 を指針とし、以下の措置を取るものとする。

1. プログラム管理者は、当該事案の調査を行うため、認証取得者に資料の提供を求め、又は認証取得者の事業所等に対して必要な調査を行うこと。認証取得者が当該調査に協力しない場合、認証の一時停止又は取消しを行うとともに、認証機関及び制プログラム管理者はその事実を公表することができる。
2. 認証機関は、前号の調査結果に基づき、当該事由の是正を勧告すること。是正を勧告した場合、認証機関は、その事実をプログラム管理者に報告すること。また、認証機関及びプログラム管理者はその事実を公表することができる。認証取得者が是正措置を講じない場合、認証機関は、認証の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実をプログラム管理者に報告すること。認証機関及びプログラム管理者はその事実を公表することができる。
3. 認証機関は、認証された取組が違法行為を幇助し、又は、消費者に害を及ぼす等、緊急に必要と認められる場合、直ちに認証の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
4. 取消しを行った認証機関は、取消し日以降認証の効果が消滅する、又は認証日に遡及して認証の効果が消滅するかを、取消し事由により決定する。